



ご存じですか。犯罪被害給付制度

阿弥陀山

11月号

ひとりで悩まないでください

【犯罪被害給付制度】

犯罪被害により、家族を亡くした方や、身体に重大な傷や疾病を負ったり、障害が残った方に対し、国から給付金が支給される制度です。

詳しくは、警察本部被害者支援室

(代)082-228-0110

へお問い合わせください。

【広島被害者支援センターとは？】

犯罪被害に関する電話・面接相談や、裁判所への付添いなどの直接的支援活動を行っている民間被害者支援団体であり、広島県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている公益社団法人です。

◎ 電話番号 082-544-1110

◎ 受付時間

毎週月～土曜日、第1・3日曜日 午前9時～午後5時(祝日、8月13日・16日、12月28日・1月4日を除く)

犯罪被害にあつて困った時は、次の警察安全相談電話か佐伯警察署の警察安全相談係に早めにご相談ください。

☎082-228-9110



指名手配被疑者の検挙に御協力を!

女性安全ステーションは困っている女性の味方!

◆女性警察官が交番に配置されています

皆さんご存じでしょうか?女性警察官が配置されている交番を。

佐伯警察署では、造幣局の近くにある五日市中央交番が、女性安全ステーションに指定されています。

- ・ほぼ毎日、女性警察官が勤務しており、ストーカーや配偶者からの暴力事案
- ・知らない男に声を掛けられた事案
- ・それ以外の事案

について、真摯に相談に応じています。

当交番では、プライバシーに配慮した相談スペースを設けており、夜間もお話を伺いますので、お気軽に立ち寄ってください。

☎082-921-0900



←五日市中央交番



警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、県民の皆さんの御協力が必要となります。

指名手配被疑者によく似た人を見つけたといった情報

など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。



お知らせ

トムの野焼きは禁止!

法律では、原則廃棄物(家庭ゴミなど)の野焼きは禁止されています。

農業、林業上のやむを得ない焼却や宗教上の行事を行う必要な焼却(とんどなど)などは例外的に認められますが、それ以外は「野焼き」に該当し処罰の対象です。

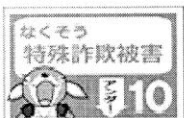
野外焼却は、煙、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為ですので、野焼きはせず、適正に処理しましょう!

還付金詐欺の不審電話がありました!

「ATMでの還付金はありません」
10月18日、佐伯区内の高齢者方へ、公的機関の職員をかたる男から「医療費の払い戻しがある」との電話があり、その男は高齢者から、取引のある金融機関の口座番号を聞き出しました。電話を受けた高齢者の方が、男が言った連絡先に電話をかけたところ、別の男が電話に出て、「還付金の受け取りにはスーパーのATMに行く必要がある。着いたら電話をするように」と指示しました。

幸い、犯人が指定する口座が凍結されていたため、被害に遭わなくて済みました。

被害を受けないために
◎役所・金融機関等に確認!
◎すぐに誰かに相談!
◎ATMでの還付金はありません!



広島県警察
Hiroshima Prefectural Police

なくそう犯罪
ひろしまアクション・クラブ

広島市防災情報メールの登録はこちらから→entry@bousai.city.hiroshima.jp